

ディプロマコース受講規約

この規約（以下「本規約」といいます）は、PorceCutU 協会（以下「当協会」といいます）監修の下、当協会によって策定、管理され、実施される各講座（セミナー、交流会を含みます。また、これらに限らず、以下「本講座」といいます）について定めるものです。

本講座の受講希望者は、あらかじめ本規約の内容を十分にご確認いただき、ご理解とご了承を頂いた上で、お申込みくださいますようお願い致します。

第1条（適用）

1. 本規約は、当協会が運営・実施する各講座のすべての受講者（以下「受講者」といいます）に適用され、各々が遵守すべき事項を定めたものです。また、受講希望者は、本規約に同意した上で、本講座の申込みを行うものとします。
2. 本講座の内容は、別途、当協会が案内または配布する資料等の詳細、カリキュラム等の通りとし、また、本講座の内容に追加等の変更が生じた場合は、当協会は受講者に対し遅滞なく通知するものとします。（電子メール等で発信する情報、アプリケーション等による通知も含めますがこれに限られません）なお、当該通知をもって、これにかかる変更は、当協会と受講者間の受講契約に適用されるものとします。

第2条

1. 協会の裁量により、本規約を変更できるものとします。
2. 前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日前までに、変更後の規約の内容とその効力発生日を、本サイトに掲示します。

第3条（受講申込）

1. 受講者は、本講座への申込みを当協会所定の方法により行うものとします。
2. 前項の申込手続の不備、誤記、遅延等、もしくは本規約または申込書の記入事項等について、受講者による不知、誤認があった場合、これらに起因する受講者の不利益は受講者の責任とし、当協会は一切の責任を負いません。

第4条（受講資格要件）

受講希望者は、カッティングマシンと、転写紙、白磁、ガラスを使用し、ポーセリアンアート作品の作成を前提とし、ディプロマ取得を目指すものとする。

第5条（受講料等及び支払い方法）

1. 受講者は、本講座の受講料等を、認定講師所定の支払方法で支払うものとします。

- 現金払い、銀行振り込み、オンラインや、クレジットカード、PAYPAL等の決済
2. 本講座の受講料等の支払いにかかる手数料（クレジットカード決済の場合の決済手数料を含みます）は、受講者負担となります。

第6条（キャンセル、振り替え等）

受講者は、キャンセル及び振り替えは認定講師間の契約とし、当協会は関与しないものとする。

第7条（受講契約の成立）

本講座の受講契約の成立は、受講代金振り込みが完了したのちとする。

第8条（休講）

1. 暴風警報・暴風雪警報が発令された場合は原則として休講とし、その他の警報（洪水大雪大雨）はレッスン中や道中の安全確保が困難と予測される場合、台風等による警報発令が予測される場合は、予測時刻内のレッスンは休講とする。
2. 台風通過の見込み等、警報解除が予測される場合は、予測時刻以降のレッスンは実施することもある。ただし、交通機関や道路交通等の状況を十分把握し、休講とする。
3. 地地方自治体やそれに準ずる機関から外出自粛等の勧告が出された場合は休講とする。

第8条（修了規定）

協会規定の3課題を終了したもの。

第9条（教材等）

カッティングマシンとPC必須及び、認定講師独自の裁量とする。

第10条（録音・撮影）

認定講師と受講者との取り決めによるものとし、協会は関与しない。

第12条（免責）

1. 当協会は、本講座の内容、及び利用者が本講座を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も行なわないものとします。
2. 本講座の提供、遅滞、変更、中断、中止、停止、もしくは廃止、本講座を通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、又はその他本講座に関連して発生した登録希望者および利用者又は第三者の損害について、別途定めがある場合を除いて、当協会は一切の責任を負わないものとします。但し、当協会の故意または重大な過失による債務不履行が原因である場合はこの限りではありません。

第 13 条（秘密情報等）

1. 本規約の対象とする情報は、第 2 項に定める秘密情報及び第 3 項に定める個人情報（以下、併せて「秘密情報等」といいます）とします。
2. 秘密情報とは、受講者が本講座の受講に伴い当協会から提供された情報及び本規約に関連する情報であって、ノウハウ、アイデア等の営業上、技術上、財産上その他有益な情報及び秘密とされるべき情報をいいます。但し、そのうち当協会が書面によって事前に承諾した情報については除外します。
3. 個人情報とは、受講者が本講座の受講に伴い当協会から提供された情報及び本規約に関連する情報、並びに当協会関係者に関する情報の内、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、識別番号、記号、符号、画像、音声その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別ができない場合であっても他の情報と容易に照合することができ、これにより特定の個人を識別することができるものを含む）をいいます。

第 14 条（秘密情報等の開示、漏洩、目的外使用の禁止）

1. 受講者は、秘密情報等について、厳に秘密を保持するものとし、第三者に開示あるいは漏洩し、また本規約の目的以外に使用してはいけません。
2. 受講者が前項の定め違反したことにより損害の発生が発覚した場合、当協会は被った損害の賠償を受講者に対し請求することができるものとします。

第 15 条（知的財産権の取扱い）

1. 本講座を通じて提供される画面、音声キャプチャを含む情報又はファイルの全ての特許、実用新案、意匠権、商標権、その他一切の知的財産権は当協会、もしくは、当協会に代理人として正当な許諾をしている権利者に帰属し、登録希望者および利用者は本講座で提供される方法のみで使用できるものとし、それ以外の方法（複製、頒布、譲渡、自動公衆送信等を含みますが、これに限られません。）では、その他一切の行為を行わないものとします。
2. 本条の規定に違反して権利者あるいは第三者との間で問題が生じた場合、登録希望者および利用者は自己の責任と費用においてその問題を解決するとともに、当協会に何の迷惑または損害を与えないものとします。
3. 利用者は、講師への評価コメントについて、自らが投稿その他送信することについての適法な権利を有していること、および投稿データが第三者の権利を侵害していないことについて、当協会に対し表明し、保証するものとします。
4. 利用者は、本講座またはサイトに投稿や掲載するデータについて、当協会に対し、世界的、非独占的、無償、サブライセンス可能かつ譲渡可能な使用、複製、配布、派生著作

物の作成、表示および実行に関するライセンスを付与します。

5. 利用者は、前項の定めについて当協会および当協会から権利を承継しまたは許諾された者に対して著作権人格権を行使しないことに同意するものとします。

第 15 条（禁止行為）

1. 利用者は、本講座の利用にあたって、以下の行為を行なってはならないものとします。
 - (1) 他の登録希望者および利用者、第三者もしくは当協会の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条を含む）をはじめとする一切の知的財産権又はその他の権利を侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為。
 - (2) 他の登録希望者および利用者、第三者もしくは当協会の財産又はプライバシーを侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為。
 - (3) 上記(1)(2)の他、他の登録希望者および利用者、第三者もしくは当協会に不利益又は損害を与える行為、及び与えるおそれのある行為。
 - (4) 利用者としての権利、立場を、他の利用者、第三者等に譲渡、承継または行使させる等の行為。ただし、契約当事者死亡により、承継を行う場合には、当協会が別途指定する手順、方法により当社に対して届出を行い、当協会がこれを書面によって認めた場合、この限りではありません。
 - (5) 他の登録希望者および利用者、第三者もしくは当協会を誹謗中傷する行為。
 - (6) 不正に他の登録希望者および利用者、第三者の保有している情報等を収集、開示する行為。
 - (7) 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他の利用者又は第三者に提供する行為。
 - (8) 犯罪的行為、又は犯罪的行為に結び付く行為、もしくはそのおそれのある行為。
 - (9) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為。
 - (10) 性風俗、宗教、政治に関する活動。
 - (11) ユーザ ID 及びパスワードを不正に使用する行為。
 - (12) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを、当講座を通じて、又は本講座に関連して使用し、もしくは提供する行為。
 - (13) その他、法令に違反する、又は違反するおそれのある行為。
 - (14) その他、当協会が不適切と判断する行為。
 - (15) 目的の如何に関わらず、本講座を他の登録希望者および利用者、又は登録希望者および利用者以外の第三者に利用させるなどの行為。
2. 前項に該当する利用者の行為によって当協会及び第三者に損害が生じた場合、利用者資格を喪失した後であっても、利用者はすべての法的責任を負うものとし、当協会に迷惑をかけないものとします。
3. 第 1 項の禁止行為に該当または当協会もしくはインストラクターの注意・指示・警告に

従わない場合は、実施中の当講座を強制終了することがあります。利用者は、第1項に違反する行為に起因して、本協会、インストラクターまたは第三者に損害が生じた場合、本講座の利用停止、利用資格喪失後であっても、全ての法的責任を負うものとします。

第16条（協議）

本契約の定めのない事項または本契約の各条項に関する疑義について、甲乙丙により別途協議決定するものとする。

第17条（合意管轄）

本規約に関して紛争が生じた場合は、当協会の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2022年2月1日 制定・施行